日本国の在外公館未設置の国・地域に渡航される際の注意

平成 29 年 12 月 8 日

近年多くの方が海外へ渡航されるようになり、また、交通網やインフラの発達にともない、アクセスが容易になったことで、これまで渡航が困難であった地域を含め、邦人の渡航先も多様化しています。

外務省は、世界各国・地域に 200 以上の在外公館を設置していますが、いまだ大使館・総領事館が未設置となっている国・地域もあります。これらの国・地域では、パスポートの発給や災害時の在外公館による支援等において一定の制約がありますので、大使館・総領事館未設置の国・地域へ渡航される際には、下記の注意事項を予めご確認のうえ、十分ご注意ください。

1. 災害発生時等の領事業務

(1) 災害発生時等における、大使館・総領事館による被災者への支援

災害発生時、大使館・総領事館が避難や情報提供の支援を行いますが、交通路の遮断、交通機関の運航停止等により、近隣地域に所在する在外公館職員の災害地域へのアクセスが困難な場合には、被災地域における支援が困難となります。そのような場合には、自力での退避、または災害が落ち着き、交通インフラが復旧するまでお待ちいただくこととなります。

(2) 島嶼国並びに海外領土への渡航時の注意事項

特に、台風、ハリケーンが多く発生する大洋州、カリブ海地域には、在外公館未設置の島嶼国が多くあります。島嶼国において災害等が発生した場合には、上記(1)のとおり近隣諸国に所在する在外公館からの支援が困難であるだけでなく、被災地に滞在する方々が他の地域へ陸路で避難することもできません。こうした事情も踏まえ、渡航に際しては天候や政情等、事前の情報収集に努めるとともに、危険が見込まれる場合には、渡航の取りやめまたは渡航の中断を検討されることをお勧めします。

上記以外にも、英国、フランス、オランダ等、歴史的に海外領土を有する国もあり、それら海外領土の多くが太平洋、大西洋(カリブ海)上にありますが、その多くが日本国の総領事館未設置地域となります。これらの地域における邦人援護やパスポートの発給は、島嶼国と同様に困難となる場合がありますので、渡航に際しては同様にご注意ください。

2. パスポートの紛失・盗難による新たなパスポート等の申請

紛失等したパスポートを失効させるための届出や、パスポート等の発給に際 しては、不正取得等を防ぐため、原則として、申請者ご本人に最寄の在外公館 までお越しいただく必要があります。

しかし、日本国の在外公館が設置されていない国・地域においてパスポートを紛失等した場合、滞在する国から最寄りの日本国の在外公館がある国への出入国ができない等、移動が大幅に制限されるため、同行者や日本にいる親族の協力や、最寄りの国にある在外公館との郵便等による書類のやり取りが必要になるなど、パスポートや帰国のための渡航書の取得のために、予想外の時間や労力がかかる上、滞在延長を余儀なくされる等、大きな負担がかかります。

(在外公館が設置されていない国・地域におけるパスポート等の取得のための具体的な手続きについては、各在外公館又は末尾の外務省領事サービスセンターにお問い合わせください。)

3. 大使館未設置国 (2017 年 1 月末現在)

アジア	ブータン
大洋州	キリバス、クック、ツバル、ナウル、ニウエ、バヌアツ
中南米	アンティグア・バーブーダ、ガイアナ、グレナダ、スリナ
	ム、セントクリストファー・ネーヴィス、セントビンセン
	ト、セントルシア、ドミニカ、バハマ、ベリーズ
欧州	アンドラ、キプロス、コソボ、サンマリノ、マルタ、モナ
	コ、モンテネグロ、リヒテンシュタイン
アフリカ	エリトリア、カーボヴェルデ、ガンビア、ギニアビサウ、
	コモロ、コンゴ共和国、サントメ・プリンシペ、シエラレ
	オネ、スワジランド、セーシェル、赤道ギニア、ソマリア、
	チャド、中央アフリカ、トーゴ、ニジェール、ブルンジ、
	リベリア, レソト

4. 外務省海外旅行登録「たびレジ」は、海外旅行や海外出張される方が、旅行日程、滞在先、連絡先などを登録すると、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、また、いざという時の安否確認を受けることができますので、海外渡航時には必ず「たびレジ」にご登録ください。

外務省 領事サービスセンター(問い合わせ窓口) 電話(代表)03-3580-3311(内線:2902、2903)